

大袋駅自由通路掲示板等の使用に関する要領

平成26年3月20日 道路総務課長決裁

(目的)

第1条 大袋駅自由通路に設置されている掲示板等の使用について、適正な利用を図るための必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 掲示板等の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

- ・大袋駅自由通路東口 A1サイズ3面(594mm×841mm)左・中央・右
- ・大袋駅自由通路西口 A1サイズ3面(594mm×841mm)左・中央・右
- ・自由通路天井 (ピクチャーレール) W=3,000mm

(掲示板等使用条件)

第3条 掲示することができる広告物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するものが発行するもの
- (2) 公共的団体等の発行するもの(越谷市内にある農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体)

(3) その他市長が認めるもの

ただし、次の各号に該当する場合は、掲示することが出来ない。

- (1) 法令の規定に違反するもの
- (2) 人の名誉を毀損し、又は侮辱するおそれのあるもの
- (3) 明白に虚偽の事項を記載したもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) A1(841mm×594mm)サイズを超える大きさのもの
(自由通路天井の使用についてはこの限りでない。)
- (6) 特定の政治活動のためにするもの
- (7) 同一のポスターが既に承認を受けているもの
- (8) その他市長が不相当と認めるもの

(掲示板等の使用の申請)

第4条 前条第1項の承認(以下「使用の承認」という。)を受けようとするものは、大袋駅自由通路掲示板等使用申請書兼承認書(第1号様式。以下「使用申請書」という。)を掲示板を使用しようとする日又は使用しようとする期間の初日(以下これらを「使用日等」という。)の属する月の3月前の月の初日から使用日等の7日前までに行うものとする。

2 掲示板等を使用する期間は、2月を超えること、及び更新することは出来ない。ただし、公共性が高く、市長が特に認めるときは、2月を超えて使用することが出来る。

(使用の承認等)

第5条 掲示板等を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用の承認をする

ときは大袋駅自由通路掲示板等使用申請書兼承認書（第1号様式。以下「承認書」という。）を申請者に交付する。

3 市長は、第一項の承認（以下「使用の承認」という。）をするに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

4 市長は、第一項に規定する場合において、使用の承認をしないときは、大袋駅自由通路掲示板等使用不承認書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知する。

5 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、掲示板等に掲示する掲示物を市長に提出し、当該掲示物に承認印（第3号様式）の押印を受けるものとする。

（掲示板等の使用の取消し）

第6条 使用者は、掲示板等の使用を取り消そうとするときは、大袋駅自由通路掲示板等使用取消届（第4号様式。以下「取消届」という。）を市長に提出しなければならない。

（掲示板等の使用の承認の取消し等）

第7条 市長は、掲示板等の使用の条件を変更し、又は掲示板等の使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消したときは、大袋駅自由通路掲示板等使用承認取消等通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、使用の承認を受けた者が前項の規定する処分によって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

（違反に対する措置）

第8条 市長は、承認内容と異なる使用をした者に対し、当該使用を制止し、掲示板等からの退去を命ずることができる。

2 市長は、使用者が掲示物を退去しないときは、自ら退去、処分することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 使用承認を受けた者は、使用の承認に基づく権利を譲渡し、貸付け、又は担保に供してはならない。

（原状回復）

第10条 使用の承認を受けたものは、使用を終了し、又は中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。前条の規定により、使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

（付則）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式
(第4、5条関係)

大袋駅自由通路掲示板等使用申請書兼承認書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者
住 所
氏 名 印
担当者
電 話

大袋駅自由通路掲示板等の使用の承認を受けたいので次のとおり申請します。

申請の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(承認番号 第 号)
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
掲示目的	
掲示物	サイズ(縦 cm×横 cm) 掲示物の図案は、別紙のとおり
掲示箇所	東口(左・中央・右) ・ 西口(左・中央・右) ・ 自由通路天井

備考 1 申請者が法人の場合には、「住所」の欄は主たる事務所又は事業所の所在地、「氏名」の欄は名称及び代表者の氏名、「担当者」の欄は所属及び氏名を記載する。

上記の件について承認します。

第 号

年 月 日

越谷市長

- 承認条件
- 1 使用期間中の掲示物については、申請者が管理すること。
 - 2 掲示物については、承認した使用期間終了後速やかに撤去すること。
 - 3 掲示物の設置及び撤去時に貸す出す掲示板の鍵については、速やかに返却すること。

第2号様式
(第5条関係)

大袋駅自由通路掲示板等使用不承認書

第 号
月 日

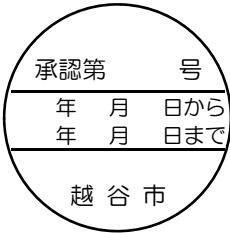
様

越谷市長

年 月 日付けで申請のありました大袋駅自由通路掲示板等の使用については、次の理由により承認することができませんので通知します。

不承認の理由	
--------	--

第3号様式
(第5条関係)



承認印の直径は、3.0センチメートルとする。

第4号様式
(第6条関係)

大袋駅自由通路掲示板等使用取消届

年 月 日

越谷市長 宛

申請者
住 所
氏 名 印
担当者
電 話

承認を受けた掲示板等の使用については、次の理由により取消しをします。

承認番号	第 号
取消しの理由	

備考 申請者が法人の場合には、「住所」の欄は主たる事務所又は事業所の所在地、「氏名」の欄は名称及び代表者の氏名、「担当者」の欄は所属及び氏名を記載する。

第5号様式
(第7条関係)

大袋駅自由通路掲示板等使用承認取消等通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長

使用の条件の変更
承認した掲示板等の使用について、使用の停止を決定しましたので通知します。
使用の承認の取消し

承認番号	第 号	
使用の条件の変更	変更決定年月日	年 月 日
	変更の内容	
使用の停止	停止決定年月日	年 月 日
	停止期間 年 月 日から 年 月 日まで	
使用の承認の取消	取消決定年月日	年 月 日
理由		